

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を当審査会に提出した。
- 2 本件再審査請求に至る経過は、次のとおりである。
  - (1) 請求人は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却（以下「審査官決定」という。）したので、請求人は、更にこの決定を不服として、当審査会に再審査請求（以下「第1回再審査請求」という。）をした。
  - (2) 当審査会は、請求人の再審査請求について、平成○年○月○日付けでこれを棄却し（以下「第1回裁決」という。）、請求人に第1回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。
  - (3) 請求人は、当審査会がした裁決についての再審査請求（以下「第2回再審査請求」という。）を平成○年○月○日付けで行い、当審査会は平成○年○月○日付けでこれを却下し、請求人に第2回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。
  - (4) その後、請求人は、再度、当審査会がした裁決についての再審査請求（以下「第3回再審査請求」という。）を平成○年○月○日付けで行い、当審査会は平成○年○月○日付けでこれを却下し、請求人に第3回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。
  - (5) その後、請求人は、当審査会がした裁決についての再審査請求（以下第4回再審査請求）という。）を平成○年○月○日付けで行い、当審査会は平成○年○月○日付けでこれを却下（以下「第4回裁決」という。）し、請求人に第4回再審査請求に係る裁決書の謄本を送付した。

3 請求人が提出した再審査請求書によると、請求人は、原処分、審査官決定及び第4回裁決の取消しを求めているものと認められるところ、原処分の取消しについては、第1回裁決において既に判断しており、一事不再理の原則により当審査会に再審査請求をすることはできないものである。

また、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第3項は「第1項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。」と規定し、当審査会の審理の対象は監督署長がなした原処分の当否であるので、当審査会に対して審査官決定の取消しを趣旨として再審査請求をすることは許されず、また、当審査会がなした第4回裁決についても当審査会に再審査請求をすることは許されないものである。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

4 以上のおりであるから、請求人の本件再審査請求は、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のおり裁決する。